

京都市地球温暖化対策条例の改正及び新京都市地球
温暖化対策計画の策定に向けた「中間取りまとめ」
について（報告）

平成 22 年 4 月

京都市環境審議会
地球温暖化対策推進委員会

目 次

○はじめに	p1
○条例改正に向けて	p2
○2030 年の低炭素社会像（素案）と具体的対策（案）について	p4
○おわりに	p5
（別記） 2030 年の低炭素社会像（素案）と具体的対策（案）	p7
1 人と公共交通優先の歩いて楽しいまち	p8
2 森を再生し「木の文化」を大切にするまち	p12
3 エネルギー創出・地域循環のまち	p16
4 環境にやさしいライフスタイル	p18
5 環境にやさしい経済活動	p21
6 ごみの減量	p26
（資料編）	p29
参考 1 諮問書（写し）	p30
参考 2 地球温暖化対策推進委員会委員名簿	p32
参考 3 地球温暖化対策推進委員会開催経過	p33
参考 4 現行の京都市地球温暖化対策条例の構成	p34
参考 5 京都市地球温暖化対策条例（平成 16 年条例第 26 号）	p35

はじめに

京都市環境審議会は、京都市長から平成 21 年 8 月 21 日に「京都市地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方」及び「新京都市地球温暖化対策計画の策定に係る基本的な考え方」について諮問を受けた。

そして、同日、諮問事項を審議する部会として「地球温暖化対策推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置した。

委員会では、京都市が国の中期目標の公表に先駆け策定した「京都市環境モデル都市行動計画」（平成 21 年 3 月策定）を基に、地球温暖化を巡る国際動向等を踏まえて、中長期的な将来の低炭素社会を展望し、規制的手段も含めた京都ならではの大胆な具体的対策の検討を進めている。

本報告は、委員会における平成 22 年 3 月時点の検討状況を取りまとめたものである。

条例改正に向けて

1 地球温暖化対策を巡る近年の動向

(1) 世界

気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change, 以下「IPCC」という。）は、平成 19 年、地球温暖化に関する科学的知見を集約し、評価した第 4 次評価報告書において、「20 世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の観測された増加によってもたらされた可能性が非常に高い」としている。

また、同書では、地球温暖化により深刻な被害が生じる危険性が指摘されており、地球環境への深刻な影響を回避する水準に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させるには、世界全体の気温の上昇が、産業革命以前か

ら 2 度以内にとどまるよう、世界全体の排出量の大幅な削減が必要であることを示している。

平成 21 年 12 月、デンマークのコペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）では、世界全体の気温上昇を 2 度以内に抑えよとの科学的な見解を認識し、世界全体の排出量の大幅な削減が必要であることを盛り込んだ「コペンハーゲン合意」に留意することが決定された。

この合意に基づき、気候変動枠組条約の締約国は、本年 1 月末までにコペンハーゲン合意に参加する意思を同条約事務局に通報することが求められた。また、日本を含む先進国（同条約附属書 I 国）は 2020 年の排出目標について、新興国等（同条約非附属書 I 国）は削減のための行動について、同条約事務局に提出することとされた。

(2) 日本

我が国は、本年 1 月 26 日に国連気候変動枠組条約事務局に対して、コペンハーゲン合意に賛同し、温室効果ガス排出量を 2020 年に 1990 年比 25%削減する目標を提出した。

さらに、地球温暖化対策基本法案を本年 3 月 12 日に閣議決定した。同法案では、温室効果ガス排出量を 2020 年までに 1990 年比 25%削減することと、2050 年までに 80%削減すること（主要国によるポスト京都議定書構築が前提）、一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を 2020 年までに 10%に引き上げること、国内排出量取引制度案の作成、地球温暖化対策税実施に向けた検討、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の創設などを盛り込んでいる。

法案の検討と併せて、2020 年の目標の達成に向けた取組の具体的な行程案が示されたところである。

2 京都市の削減目標について

世界の気温上昇を産業革命以前から 2 度以内に抑えるためには、世界全体で温室効果ガス排出量を半減、日本をはじめとする先進国で 80%削減をすることが、共通認識となってきた。これに応じて、京都市は、「京都議定書」誕生の地として、また、「環境モデル都市」として、先駆的かつ積極的に大幅削減を目指す必要がある。

既に京都市は、「京都市環境モデル都市行動計画」において、2030 年に 1990 年比 40%削減、2050 年に 60%削減とする中長期の数値目標を掲げている。

委員会では、改正条例における中長期の削減目標について、国内外の動向と京都市のこれまでの取組を踏まえ、次のとおり目標を設定することが望ましいと考える。

- ・ 2050 年の目標：「**大幅削減による低炭素社会の実現**」

地球温暖化による深刻な被害を回避するため、世界の平均気温上昇を 2 度以内にとどめるという科学的知見を認識し、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を都市活動の中で大幅に「削減する」だけでなく、森林吸収等、自然との共生を通じて炭素を「循環させる」との観点に立ち、社会の有り様、システムを組み立て直すことを、条例の理念として掲げる。

- ・ 2030 年の目標：「**40%削減（1990 年比）**」

2050 年の大幅削減に向けた中期削減目標として、条例に数値目標を明記し、目標を実現するための具体策を条例に盛り込む。

- ・ 2020 年の目標：**引き続き検討し、新計画において記載**

地球温暖化対策条例の改正を踏まえて策定する新地球温暖化対策計画は、改正条例における目標達成に向けた前半 10 年の具体的取組を示すものとし、今後、具体的対策の効果の推計等から削減目標数値を設定する必要がある。

3 条例改正に向けた基本的な方針

京都市は、国内外の地球温暖化対策の動向を注視しつつ、京都議定書誕生の地としての誇りと責任を市民、事業者と共有し、世界の行動を牽引する低炭素のまち「環境モデル都市・京都」の実現を目指すべきである。

このため、委員会では、次の5つの点を条例改正に向けた基本的な方針として、審議を進めている。

- ①大幅な削減目標（2030年に1990年比40%削減）を実現した京都ならではの低炭素社会像を展望し、大胆な政策を提案
- ②市民、事業者との連携を促進する「分かりやすく」「取り組みやすい」内容
- ③環境と経済の調和を図る事業者制度へと拡充
- ④府市協調の推進
- ⑤環境税や国内排出量取引制度等、国の制度との積極的な連携を図り、進化する条例

2030年の低炭素社会像（素案）と具体的対策（案）について

2030年の低炭素社会像について、京都の特性を考慮した6つの観点から描き、その実現に向けた具体的対策（案）を別記のとおり提示する。

2030年において、温室効果ガスを大幅に削減した低炭素社会を実現するためには、社会的な変革を含む大胆な対策の実施が必要であることは論を俟たないだろう。具体的対策（案）の提示に当たっては、利害関係者を含む社会的な合意形成など、超えなければならない課題があることを認識しつつも制約条件とはせず、市民、事業者、行政が取り組んでいかなければならない対策を掲げた。

市民及び事業者の意見並びに今後の委員会での審議を踏まえ、これら具体的対策（案）の実施に向けて、引き続き検討することとする。

おわりに

温室効果ガス排出量の大幅な排出削減を実現するため、具体的な対策（案）については、規制的な措置も含めた大胆な提案を検討してきたが、実施時期や実施方法の詳細設計は、今後、2030年の低炭素社会像を見据え、排出量の削減見込みを想定し、市民、事業者の意見を十分踏まえて検討を深める必要がある。

このため、今後、委員会において検討を深めるに当たり、低炭素社会像及び具体的な対策（案）について、市民、事業者の意見を求め、低炭素のまちを実現するために京都が何をなすべきか、何がなしうるか、幅広い意見を聞くことが必要である。

委員会では、これまでの審議内容等に対する市民、事業者の意見と排出削減量の推計等を参考に、大胆さと着実さを両立させた京都市の新たな地球温暖化対策について審議を進め、本年7月を目途に最終答申案を策定する。

別 記

2030 年の低炭素社会像（素案）と具体的対策（案）

1 人と公共交通優先の歩いて楽しいまち

【社会像】

使いやすい公共交通と歩く魅力にあふれ、人々が歩く暮らしを大切にしている「歩くまち・京都」が実現している。

自動車利用の制限を含めた様々な抑制策を通じて、クルマの総交通量は減少し、走行しているクルマは、電気自動車をはじめとするエコカーに代わっている。

【対策の方向性】

- (1) 公共交通利用の促進，自動車利用の適正化及び効率化
- (2) エコカーへの転換の促進

【具体的な対策（案）】

(1-1) 新規

特定事業者（※）に対し，エコ通勤の取組状況の報告を求める。

《義務化検討》【対象：特定事業者】

- ・「『歩くまち・京都』総合交通戦略」や「京都市環境モデル都市行動計画」に掲げる理念について，事業者の理解を得て，エコ通勤を推進する。
- ・特定事業者に対し，排出量削減計画書及び報告書において，エコ通勤（自動車利用抑制や公共交通利用促進の取組）に関する計画の作成および取組状況の報告を求める。
- ・京都市は，取組促進のインセンティブとなるよう特定事業者のエコ通勤の取組を評価する。
- ・公共交通から離れた地域に立地する事業所に対する取り扱いについては留意する。

※大規模に温室効果ガスを排出する事業者等で，温室効果ガスの排出量削減のための措置，削減目標等を記載した計画書及び報告書の提出が現行条例において義務付けられている事業者。

(1-2) 新規

一定規模以上の共同住宅を建設しようとする者に対し、カーシェアリングの導入を求める。

《義務化検討》【対象：建築主】

- ・カーシェアリングは、個人所有による自動車利用の経済的負担が明確になり、安易な利用抑制の効果も期待される。
- ・このため、一定規模以上の共同住宅の新築に対し、カーシェアリングシステムの導入を求める。
- ・京都市は、シェアリングの導入に対するインセンティブを検討する。
- ・カーシェアリングの導入を求める共同住宅の規模、シェアリング導入のインセンティブ、共同住宅以外でのシェアリングの導入可能性については、十分に検討する必要がある。

(1-3) 充実

ロードプライシングの導入可能性について研究する。

- ・京都市は、「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づき、「ロードプライシング」の導入可能性について研究する。
- ・ロードプライシングについては、ロンドンやオスロ、シンガポール、ミラノなどの海外都市において、都心部への自動車流入の抑制のために導入されていることを踏まえ、研究する。

(1-4) 充実

交通条件の公平化を図る。

- ・京都市は、「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づき、「交通条件の公平化」を図るための制度の創設を検討する。
- ・一定規模以上の公的施設や商業施設において、交通条件の公平化を図るため、自動車利用者に対する優遇措置を講じる場合には、公共交通利用者に対しても同等水準以上のサービスを提供するための制度の創設を図る。

(1-5) 継続

- ・ 京都市は、次の自動車使用に伴う排出量抑制を図るための施策（公共交通機関への利用の転換，交通需要管理施策の実施）を重点的かつ効率的に実施する。
- ・ 市民等は，可能な限り自動車使用を控え，公共交通機関，自転車の利用に努める。
- ・ 京都市は，観光客等が地球温暖化の防止に関する理解を深めるための啓発，普及等を実施する。
- ・ 観光旅行者その他の滞在者は，地球温暖化対策への協力する責務を有する。

(2-1) 新規

①特定事業者に対し，保有する自動車の一定割合を，電気自動車等次世代自動車へ転換することを求める。

②または，特定事業者の排出量削減計画書及び報告書において，電気自動車等次世代自動車への転換状況の報告を求め，総合評価制度（仮称）において，転換の促進を評価する。

《義務化検討》【対象：特定事業者】

- ・ 自動車利用の効率化と適正化を図る観点から，その一つの方法として，自動車購入者に対する需要側からの転換促進策を検討する。
- ・ 電気自動車等次世代自動車への転換を促進する需要側の対策として，次の2つの対策が考えられ，より効果的で現実的なものを検討する。
 - ①特定事業者に対し，保有する自動車の一定割合を，電気自動車等次世代自動車に転換することを義務付ける。
 - ②特定事業者に対し，排出量削減計画書及び報告書において，電気自動車等次世代自動車への転換の報告を義務付け，総合評価制度（仮称）において，転換の促進を評価する。

(2-2) 新規

自動車販売店に対し、販売する自動車の一定割合を、電気自動車等次世代自動車とすることを求める。

《義務化検討》【対象：自動車販売店】

- ・ 自動車利用の効率化と適正化を図る観点から、その一つの方法として、自動車販売者に対する供給側からの転換促進策を検討する。
- ・ 具体的には、自動車販売店に対し、販売自動車数の一定割合以上を電気自動車等次世代自動車にすることを求める制度を検討する。

(2-3) 充実

電気自動車等次世代自動車の普及を促進する。

【対象：自動車購入者】

- ・ 自動車利用による温室効果ガス排出量を削減するため、京都市は、電気自動車等次世代自動車の普及と転換を促進する。
- ・ 併せて、電気自動車等の普及と転換促進に向けた充電インフラの効果的な整備について検討し推進する。
- ・ ただし、自動車総量を増加させる結果とならないよう留意する。

(2-4) 継続

- ・ 市民等は、自動車等の適切な使用及び管理に努める。
- ・ 市民等は、アイドリングストップに努める。

2 森を再生し「木の文化」を大切にすまち

【社会像】

市域の 3/4 を占める森を再生し，森に親しみ，森の恵みを都市に還元することにより，文化の醸成や産業の振興に積極的に取り組んでいる。

地域産木材を多様に活用しながら，京町家の知恵を生かした新たな建築が促進され，持続可能な木材の循環サイクルが構築されるとともに，京都らしい景観形成が進展している。

豊かな緑に囲まれ，人々が，暮らしの中で，身近に木のぬくもりを感じることができるまちが実現している。

【対策の方向性】

- (1) 木造建築物の拡大，地域産木材の需要拡大
- (2) 森林の適切な保全
- (3) 環境配慮建築物の普及促進
- (4) 市街地の緑化の推進

【具体的な対策（案）】

(1-1) 新規

公共施設への木材利用の義務化及び木質ペレットボイラーの導入を促進する。

《義務化検討》【対象：京都市】

- ・ 公共施設においては木材利用を義務化して率先実行し，木材利用の拡大を図る。
- ・ 併せて，木質ペレットボイラーの導入を促進する。

(1-2) 新規

一定規模以上の建築物・住宅の新築等をしようとする者に対し、地域産木材の利用を求める。

【対象：建築主】

- ・地域産木材の民間建築物への利用促進を図る。
- ・公共施設以外の一定規模以上の建築物に対しても、地域産木材の利用を求める。
- ・民間施設についても利用の義務化を検討する。

(1-3) 新規

大規模事業者が使用するボイラーやストーブ等における木質ペレット等の利活用の推進

【対象：大規模事業者】

- ・特定事業者など大規模にエネルギーを使用する事業者において、バイオマスイエネルギーへの燃料転換を図り、CO2 排出量の積極的な削減を進める。
- ・木質ペレットの利用による木材需要の拡大を図り、地産地消のエネルギー利用を推進する。
- ・一定割合の木質ペレット使用の義務化を検討する。

(1-4) 新規

地域産木材の利用・供給に対する支援を行う。

- ・地域産木材の需要拡大の取組とあわせ、その利用、供給に対する支援を行う。

(2-1) 継続

京都市は、森林の適切な保全及び整備による温室効果ガスの吸収を図るための施策を実施する。

- ・「京都市農林行政基本方針」（策定中）に基づき、環境や社会に貢献できる農林業を育成する取組を進め、温室効果ガスの吸収を図る。

(3-1) 充実

一定規模以上の新築等をしようとする者に対し、木質材料の使用に高い評価を与える京都環境配慮建築物基準（CASBEE 京都）による評価及び結果の公表、表示の義務化をする。

《義務化検討》【対象：建築主】

- ・京都市は、京都らしい環境配慮建築物基準を適切に評価・誘導するためのシステムとして、CASBEE 全国版をベースに「CASBEE 京都」を構築する。
- ・特に重視すべき項目を、「京都環境配慮建築物」の3つのキーワード（「大切に作る」「ともに住まう」「自然からつくる」）に応じて、全国版から抽出し、「重点項目」として設定のうえ、必要に応じて評価内容の見直しを行う。
- ・公共建築物に対しては、届出及び高ランク取得を義務化する。
- ・評価システムは、一般建築物の新築だけでなく、戸建住宅の新築やそれぞれの既存・改修についても構築を検討する。
- ・一定規模以上の新築・増築について届出を義務化し、評価結果の公表を検討する。その他のものは、任意の届出を可能とする。
- ・一定規模以上又は特定の用途について、評価結果を工事現場や広告物に表示することを義務化する。
- ・届出の促進、優良な建築物への誘導を図るため、表示の義務化、優遇・普及措置や顕彰制度等を検討する。
- ・普及促進のための各種広報活動やマニュアルを整備する。

(3-2) 新規

「平成の京町家」認定及び普及啓発を行う。

【対象：建築主】

- ・京都市は、伝統的な京町家の知恵と現代的な環境技術の融合（ハイブリッド）により、木の文化を大切にし、環境と景観に寄与する新たな住宅を提案する。具体的には、京町家の知恵を現代的な価値観で再評価することに

より、新しい「平成の京町家」に求められる要素を設定し、認定基準として示すとともに、モデル住宅展示場を開設する。

- ・認定の対象は、新築の木造住宅（伝統型又は一般型）とし、一般型については「長期優良住宅」の認定基準に適合するものとする。

※伝統型とは、伝統的な京町家の意匠・構造を踏襲したもの、一般型とは、現在普及している一般的な工法によるもの。

(3-3) 新規

長期優良住宅の普及を行う。

【対象：市民等】

- ・京都市は、住宅の長寿命化の促進のため、長期優良住宅について市民や事業者に対する啓発を行う。

(3-4) 新規

既存住宅の低炭素化に対して支援を行う。

【対象：市民】

- ・住宅の低炭素化に関する助言、低利融資等を行う。

(3-5) 継続

新築等をしようとする者は、熱放出の抑制やエネルギー使用の合理化に資する措置を講じなければならない。

(4-1) 充実

市民、事業者、市は、民有地を含め、市街地の緑化を推進する。

《義務化検討》 【対象：市民等】

- ・京都市は、緑の基本計画に基づく市街地の緑化を推進するため、一定規模以上の新築等の建築主に対し、建築物及びその敷地への緑化を求める。
- ・京都市は、公共施設等における緑化を推進する。

3 エネルギーの創出・地域循環のまち

【社会像】

太陽光や太陽熱等を利用したクリーンエネルギーの創出が市内あらゆる場所で盛んになり，ごみ等のバイオマスや河川の水力等が地域単位でのエネルギーとしての役割を果たしている。

【対策の方向性】

(1) 再生可能エネルギーの利用拡大

【具体的な対策（案）】

(1-1) 新規

市民が再生可能エネルギーの拡大に参加できる市民共同発電制度を創設する。

【対象：市民】

- ・再生可能エネルギーの普及拡大に向けた固定価格による全量買取制度の実施が国において検討されているが，発電設備等は誰もが容易に設置できるものではない。
- ・このため，市民が誰でも簡易に再生可能エネルギーの設置に参加できる制度を創設し，市民から小口の資金を募り，幼稚園や集会所等に太陽光発電等を設置する。
- ・売電による利益は，資金を拠出した市民に還元する仕組みを検討する。

(1-2) 新規

一定規模以上の新築等をしようとする者に対し，再生可能エネルギー導入を求める。

《義務化検討》【対象：建築主】

- ・一定規模以上の新築等をしようとする者に対し，太陽光，太陽熱，バイオマス，大気熱等の再生可能エネルギーの導入を求める。

(1-3) 新規

再生可能エネルギーの導入を「総合評価制度（仮称）」の評価項目として設定する。

【対象：特定事業者】

(1-4) 新規

ごみからのエネルギー回収の最大化を図る。

- ・燃やすごみの中から，焼却に適さない生ごみやリサイクルできない紙類を取り出し，バイオガス化し，高効率な発電を行うとともに，ごみを焼却する際に発生する廃熱を最大限活用した高効率蒸気タービン発電を採用し，ごみからのエネルギー回収最大化が達成されるハイブリッド発電を行う。

(1-5) 新規

間伐材，剪定枝，下水汚泥などのバイオマス資源の総合的な利用計画を策定する。

- ・バイオマスの利用可能量を把握し，総合的な利用計画を策定する。

(1-6) 継続

- ・京都市は，再生可能エネルギーの優先利用を促進する施策を実施する。
- ・市民等は，再生可能エネルギーの優先利用に努める。

4 環境にやさしいライフスタイル

〔社会像〕

一人ひとりが、環境にやさしい取組を当たり前のこととして行い、自然と共生した地産地消の食文化や季節感を大切にする「ライフスタイルの京都モデル」が定着している。

また、地域の創意工夫が生かされ、身近な地域から「エコ」が発信されている。

〔対策の方向性〕

- (1) 省エネ生活の普及促進
- (2) エネルギー高効率機器の普及促進
- (3) 地産地消の推進による「食」からの旬の生活文化の普及

〔具体的な対策（案）〕

(1-1) 充実

地球温暖化の影響調査と情報発信，助成その他必要な施策を実施する。

- ・地球温暖化に伴う市民の身近な自然や環境資源の変化について調査し，市民，事業者に発信する。

(1-2) 新規

DO YOU KYOTO?デーを中心に環境によい取組をする。

- ・改正条例において，DO YOU KYOTO?デーを位置付け，環境によい取組を行う。

(1-3) 新規

市民等は、「環境にやさしいライフスタイル」に転換するよう努める。

【対象：市民等】

- ・ 市民，事業者が創造性をもって環境にやさしいライフスタイルへ転換することを改正条例に掲げる。

(1-4) 新規

京都市は、「コミュニティを単位とした日常生活における省エネの取組」を推進する制度を創設する。

【対象：市民等】

- ・ コミュニティ（自治会，企業従業員団体，サークル，学校等複数の人が参加するグループ）における排出削減活動について，簡易な計画書を作成して取り組む制度を創設する。
- ・ 取組結果としての排出削減量は，特定事業者の排出量削減計画書制度等と連動するよう制度設計を検討する。

(1-5) 新規

エネルギー供給事業者に対して，家庭（事業者）の省エネ活動を支援することを求める。

《義務化検討》【対象：エネルギー供給事業者】

- ・ ハードとソフトの両面から効果的かつ適確な省エネの取組を助言することができるエネルギー供給事業者に，京都市と共同して家庭や事業者の省エネ活動を支援することを求める。
- ・ 改正条例において，エネルギー供給事業者の協力規定を明記し，京都市とエネルギー供給事業者が協力内容を協議して事業を実施する。

(1-6) 継続

- ・ 京都市は，環境教育，啓発に関する施策を実施する。
- ・ 市民等は，エネルギー使用の合理化に努める。

(2-1) 新規

集会所等の低炭素化に対する支援を行う。

【対象：市民】

- ・ 低炭素型の集会所等の建設（改修）や設備投資に対する助言，低利融資，助成等を検討する。

(2-2) 継続

- ・ 京都市は，環境物品等の情報収集を行い，市民，事業者へ情報提供し，優先購入を促進する施策を実施する。
- ・ 市民等は，省エネ機器の優先的・適切な使用に努める。

(3-1) 新規

地産地消と季節を大切する旬の生活文化を促進する施策を実施する。

【対象：市民等】

- ・ 地域の生産品を地域で消費することによる，エネルギー使用と CO2 排出の低減を進める。
- ・ 過剰なエネルギーを使わない季節にあった農産物を旬の時期まで待つて食べる「時待ち食」の普及を促進する。
- ・ 地産地消と季節を大切にする生活文化を促進し，環境にやさしいライフスタイルへの転換を図る。

5 環境にやさしい経済活動

【社会像】

京都の環境産業が先導的役割を果たし、省資源・省エネルギー、長寿命、リサイクルを前提とした製品やサービスが普及している。

企業では、エネルギー効率の高い機器の導入が進むとともに、環境面での社会貢献活動が活発に行われ、低炭素のまちを牽引する大きな力となっている。

【対策の方向性】

- (1) 低炭素型社会を先導する産業の促進
- (2) 省エネの取組促進

【具体的な対策（案）】

(1-1) 新規

環境産業を振興するため、優遇措置を検討する。

【対象：環境ベンチャー等】

- ・京都市は、環境ベンチャーや低炭素社会に貢献する第二創業に対して、低利融資、助成等の支援を行う。

(1-2) 新規

省エネ等「低炭素社会の形成に貢献する製品・サービスに対する評価制度」を創設する。

【対象：事業者】

- ・事業者が製造、販売する製品・サービスのうち、低炭素社会の形成に貢献するものを評価し、支援する制度を創設する。

- ・ 第三者機関が評価した製品・サービスに対する、公表、低利融資、助成、産学連携の支援プログラム（マーケティング等支援）等を構築し、事業の成長を支援する。
- ・ 特定事業者の排出量削減計画書及び報告書において、排出削減の取組と併記し、事業者の低炭素社会への貢献を明らかにすることで、環境と経済の調和を図る。

(1-3) 継続

- ・ 京都市は、環境物品等の情報収集を行い、市民、事業者が情報提供、優先購入を促進する施策を実施する（再掲）。
- ・ 事業者は、省エネ機器等の提供と利用者への情報提供に努める。

(2-1) 新規

特定事業者の排出量削減計画書・報告書に対する総合評価制度（仮称）を導入する。

《義務化検討》【対象：特定事業者】

- ・ 国では、温室効果ガス排出総量の上限（排出枠）を設定し、その遵守のため排出枠の取引を認める「キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度」の創設が検討されている。
- ・ 制度の対象は、温室効果ガスを大規模に排出する事業所が想定されるため、京都市の特定事業者のうち、国内排出量取引制度の適用を受ける者については、対象から除外することを検討する。
- ・ その上で、条例改正において見直す特定事業者制度の内容については、広域的な連携による独自の排出量取引制度を視野に入れながらも、自主目標を設定して総排出量を計画的に削減する現行の枠組みを維持しつつ、排出削減につなげる制度を目指すこととする。
- ・ 計画書における総排出量の削減率及び報告書における計画の履行状況を評価する。

- ・削減の内訳には、事業活動に伴う消費エネルギーの削減など、自社の取組に加えて、森林整備、中小企業の排出削減への支援、グリーン電力（熱）証書の購入等によるオフセット（温室効果ガス排出に対する埋め合わせ）の実施等による削減量を参入することも認める。
- ・こうした削減努力の内容を評価するため、省エネ設備の導入によるエネルギー効率の改善や太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入など、具体的な取組の報告を求める。
- ・さらに、広く事業活動に関わって低炭素社会の形成促進に資する取組（「低炭素社会の形成に貢献する製品・サービスに対する評価制度」において評価した製品等の購入、グリーン調達の実施による市内事業者の環境配慮型事業活動の促進、環境教育等、社外における低炭素社会の形成を促進する取組）についても、記載できるようにする。
- ・商業・サービス業系の事業者においては、当該事業所単位でのエネルギー効率（CO₂排出水準）について、トップランナー方式(※)の評価の導入を検討する。
 ※最もエネルギー効率が優れている事業者（トップランナー）以上のエネルギー効率を目指すよう評価基準を設定する方式。
- ・また、今後国等で導入される排出量取引制度を踏まえて、事業者の努力による削減量を他の事業者に譲渡できる制度を検討する。

(2-2) 新規

「総合評価制度（仮称）」によって低評価となった事業者に対して、追加削減対策を求める。 《義務化検討》【対象：特定事業者】

- ・排出量削減計画書及び報告書に対する「総合評価制度（仮称）」による評価の結果、低評価となった事業者に対して、追加削減対策の実施を求める。

【追加削減対策】

- ①追加削減可能性の調査（省エネ診断等）
 更なる削減可能性を調査し検討する。

②中長期削減計画書の作成・提出

3年の削減計画では表せない中長期（5年程度）の削減計画を作成し提出することで、将来の削減を約束する。

③オフセットの実施

自らの排出削減が不可能な場合、オフセットを行い、市内の排出削減に協力する。

(2-3) 新規

中小規模事業者を対象とした複数事業者共同計画書制度を創設する。

【対象：中小事業者】

- ・ 協同組合等，同業種で省エネの方法論が類似する中小事業者の排出削減の取組を支援する。
- ・ 複数の中小規模事業者が共同で取り組む排出削減の計画書制度を創設し，評価を行うとともに，インセンティブ（低利融資，助成，助言等）を用意する。
- ・ 排出削減の計画書作成や取組に当たっては，京都市及びエネルギー供給事業者が支援を行う。

(2-4) 充実

省エネを推進する人材を養成する。

【対象：事業者】

- ・ 環境マネジメントシステムやエネルギー使用の合理化等について，中心となって推進する人材の養成を行う。
- ・ 現在，事業者向け環境学習セミナーを実施しているが，経営支援，助成や低利融資と併せて，事業者の確実な取組を支援する制度として充実を図る。

(2-5) 充実

グリーン調達拡大を検討する。

- ・京都市では、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）及び環境配慮契約法（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律）に基づく環境物品等の優先購入を行っている。
- ・環境物品等の優先購入の取組拡大に加え、ISO や KES の取得を促進する調達方法の更なる推進を図る。
- ・「低炭素社会の形成に貢献する製品・サービスに対する評価制度」との融合を図る。

(2-6) 新規

特定事業者に対し、エコ通勤の取組状況の報告を求める（再掲）。

《義務化検討》【対象：特定事業者】

(2-7) 新規

エネルギー供給事業者に対して、市民・事業者への省エネ活動を支援することを求める（再掲）。

【対象：エネルギー供給事業者】

(2-8) 継続

- ・京都市は、環境マネジメントシステムの普及促進施策を実施する。
- ・市民等は、エネルギー使用の合理化に努める（再掲）。
- ・事業者は、環境マネジメントシステムの導入に努める。
- ・市民等は、省エネ機器の優先的・適切な使用に努める（再掲）。
- ・事業者は、従業員の環境教育に努める。
- ・市長は、特定事業者及び特定建築主に報告又は資料の提出を求めることができる。
- ・市長は、特定事業者等が計画書を提出しない場合等に勧告及び公表ができる。

6 ごみの減量

【社会像】

ごみを出さない生活や事業活動が社会システムとして構築され，それを前提とした製品が普及している。

マイバッグの持参が当たり前になり，店頭で売られる商品の包装材は必要最小限になるとともに，プラスチック製のものは激減している。

【対策の方向性】

- (1) ごみの発生抑制，リサイクル
- (2) ごみ減量につながる事業への転換

【具体的な対策（案）】

(1-1) 充実

ごみの発生抑制，リサイクルの徹底

- ・ ごみの減量への取組は，市民，事業者にとって重要な「見える」環境対策であり，ごみの減量の取組を通じた環境意識の啓発効果は大きい。
- ・ また，ごみの発生抑制は，全ての分野のエネルギー利用を低減する効果があり，地球温暖化対策上の波及効果が高い。
- ・ 京都市循環型社会推進基本計画に基づき，市民，事業者，京都市が，包装材の使用量削減をはじめとするごみの発生抑制や，リサイクル等ごみの減量化を推進することで，「ごみを出さない生活や事業活動」への転換を図る。

(2-1) 新規

ごみ減量につながる事業の評価（再掲）

【対象：低炭素社会の形成に貢献する事業を行う事業者等】

- ・ ごみを出さない製品・サービスの評価し，促進する。
- ・ 「低炭素社会の形成に貢献する製品・サービスに対する評価制度」の評価項目に長寿命や省資源性等を加えることで，施策の融合を図る。

資 料 編



環 地 第 96 号

平成 21 年 8 月 21 日

京都市環境審議会

会長 内藤 正明 様

京都市長 門川 大作



「環境モデル都市・京都」の実現に向けた京都市地球温暖化対策条例の見直し及び新京都市地球温暖化対策計画の策定について(諮問)

標記のことについて、下記のとおり諮問しますので、御審議を賜り答申いただきますようお願いいたします。

記

(諮問事項)

- 1 京都市地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方
- 2 新京都市地球温暖化対策計画の策定に係る基本的な考え方

(諮問理由)

京都市は、「京都議定書」誕生の地としての誇りと使命感の下、貴審議会からの答申に基づき、地球温暖化対策に特化した全国初の条例となる「京都市地球温暖化対策条例」を平成 16 年 12 月に制定し、更にこの条例に基づいて策定した「京都市地球温暖化対策計画」を市民、事業者の皆様と一体となつて進めてまいりました。

また、平成 21 年 1 月には、温室効果ガスの大幅な削減目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に選定されました。その行動計画においては、2030（平成 42）年及び 2050（平成 62）年を目標年次とする中長期の削減目標を定めるとともに、公共交通を優先する「歩くまち・京都」、環境と景観に配慮した「木の文化を大切にするまち・京都」、「環境にやさしいライフスタイルへの変革」、大学及び産業界との連携による「技術革新（イノベーション）」を中心に、「DO YOU KYOTO?」の合言葉のもと、市民、事業者の皆様とともに取組を推進していくこととしております。

本市は、こうした京都のまちの特色を生かした低炭素社会の実現に向けた取組を加速し、先導的モデルとして世界へ発信するとともに、豊かな自然と悠久の歴史に育まれた京都を未来へ引き継ぐため、中長期の将来を展望した持続可能な京都づくりを強力に推進する必要があると考えております。

このため、京都市地球温暖化対策条例の見直し及び新京都市地球温暖化対策計画の策定の基本的な考え方について、御審議いただきたく、貴審議会に諮問致します。

地球温暖化対策推進委員会 委員名簿

敬称略

(委員長)

に れん たかあき
仁連 孝昭

滋賀県立大学理事・副学長

(委員)

あ お き ま み
青木 真美

同志社大学商学部教授

あ さ お か み え
浅岡 美恵

特定非営利活動法人気候ネットワーク代表

い し の し げ る
石野 茂

京都府文化環境部環境政策監

い し の も と ひ こ
石野 元彦

京都府中小企業団体中央会理事
(株式会社石野味噌代表取締役社長)

う え む ら た え こ
上村 多恵子

社団法人京都経済同友会常任幹事
(京南倉庫株式会社代表取締役社長)

こ す ぎ た か の ぶ
小杉 隆信

立命館大学政策科学部准教授

ざ い ま け い こ
在間 敬子

京都産業大学経営学部准教授

す ず き や す ふ み
鈴木 靖文

有限会社ひのでやエコライフ研究所取締役

た う ら け ん ろ う
田浦 健朗

京のアジェンダ21フォーラム幹事

た き し ず こ
瀧 静子

京都商工会議所環境対策特別委員会委員長
(株式会社太洋堂代表取締役社長)

と や ま や す ひ さ
外山 泰久

京都学生祭典実行委員会副実行委員長

ね ぎ け い ぞ う ※
根木 桂三

環境省地球環境局地球温暖化対策課課長補佐

ひ ら い や す ひ ろ
平井 康宏

京都大学環境保全センター准教授

も ろ と み と お る
諸富 徹

京都大学大学院経済学研究科教授

よ だ ま こ と
依田 誠

社団法人京都工業会副会長
(株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーション代表取締役社長)

(特別委員)

い の き た け の り
猪木 武徳

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国際日本文化研究センター所長

た ち も と な り ふ み
立本 成文

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 総合地球環境学研究所所長

(合計18名, うち特別委員2名)

※平成22年1月まで

地球温暖化対策推進委員会開催経過

1 京都市環境審議会

○第 8 次京都市環境審議会（第 1 回）（平成 21 年 8 月 21 日）

- ・ 会長選任等
- ・ 京都市地球温暖化対策条例の見直し及び新計画の策定について（諮問）
- ・ 地球温暖化対策推進委員会の設置

2 地球温暖化対策推進委員会

○第 1 回委員会（平成 21 年 9 月 3 日）

- ・ 地球温暖化対策推進委員会について
- ・ 地球温暖化対策の現状と課題について
- ・ 温室効果ガス排出量の算定方法の見直しについて

○第 2 回委員会（平成 21 年 11 月 17 日）

- ・ 平成 21 年度版年次報告書（案）について
- ・ 義務規定の見直し方針について

○第 3 回委員会（平成 21 年 12 月 28 日）

- ・ 京都市の地球温暖化対策 平成 21 年度版（案）
- ・ 地球温暖化対策の取組内容について

○第 4 回委員会（平成 22 年 2 月 3 日）

- ・ 地球温暖化対策の取組内容について

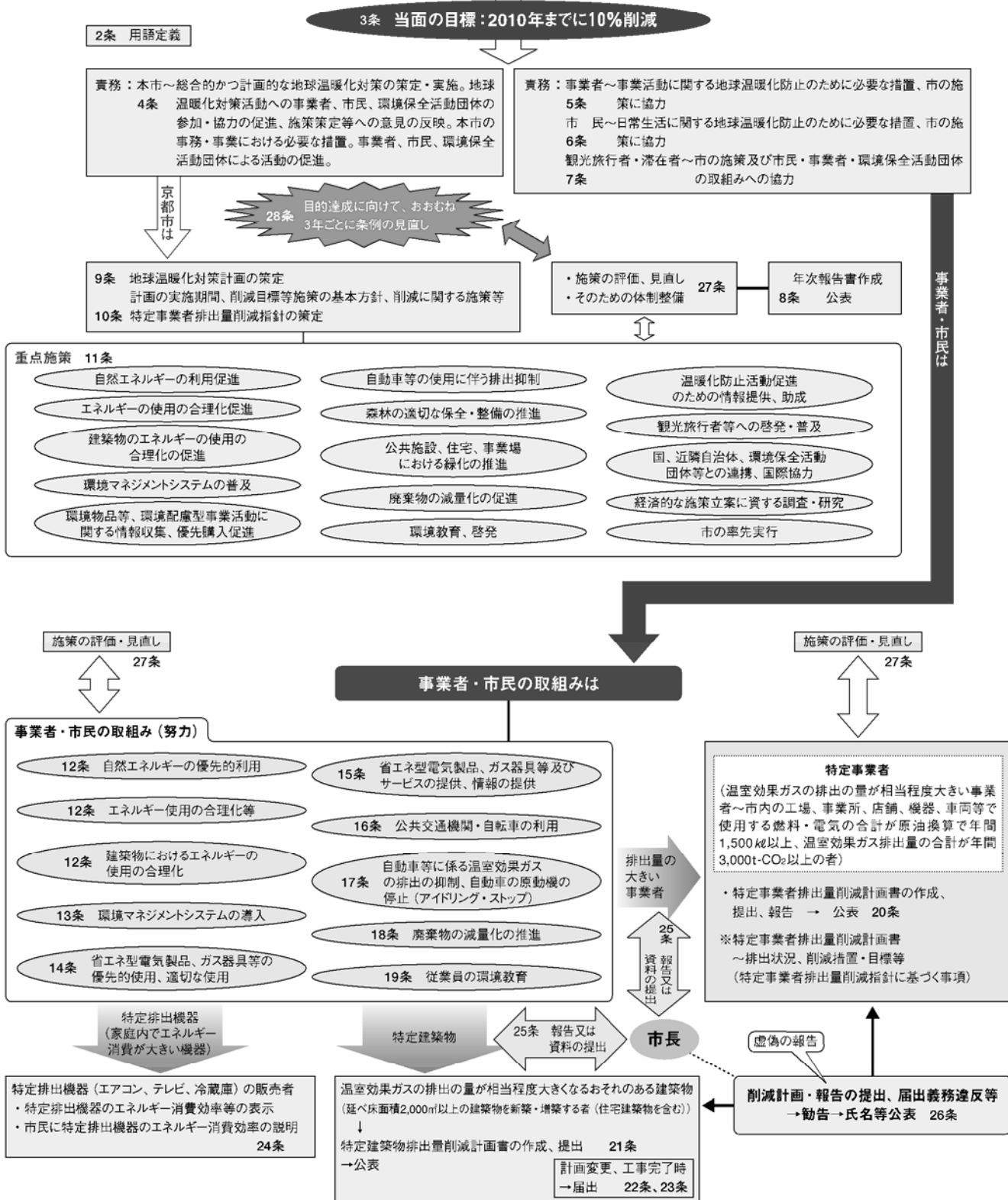
○第 5 回委員会（平成 22 年 3 月 26 日）

- ・ 中間取りまとめ（案）について
- ・ 今後の進め方について

現行の京都市地球温暖化対策条例の構成

前文：地球温暖化防止は、人類共通の緊急の課題。京都議定書が採択された都市として、健全で恵み豊かな地球の環境を将来の世代に継承していくことは、現在を生きる我々人類に課せられた責務。持続可能な循環型の社会経済システムへの転換を図ることが不可欠。地球温暖化を防止するため、なお一層積極的に行動することを決意する。

目的：本市、事業者、市民、観光旅行者などの責務を明らかにする。
 1条 温暖化対策の基本となる事項を定め、温暖化対策を総合的、計画的に推進する。
 1条 持続的な発展が可能な都市を実現し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献する。



京都市地球温暖化対策条例（平成 16 年 12 月 24 日 条例第 26 号）

目次

前文
第 1 章 総則（第 1 条～第 8 条）
第 2 章 地球温暖化対策計画等（第 9 条・第 10 条）
第 3 章 本市による地球温暖化対策（第 11 条）
第 4 章 事業者及び市民による地球温暖化対策
第 1 節 事業者及び市民の取組（第 12 条～第 19 条）
第 2 節 特定事業者等の取組（第 20 条～第 26 条）
第 5 章 評価及び見直し（第 27 条・第 28 条）
第 6 章 雑則（第 29 条）
附則

地球温暖化は、集中豪雨、干ばつ等の異常気象、海面の上昇、自然生態系の変化等を引き起こし、あらゆる生命の生存の基盤である地球の環境に極めて深刻な影響を与えるおそれがある問題である。このため、人類が物質的な豊かさ、便利さや快適さを追い求める代償として増え続けている二酸化炭素等の温室効果ガスの排出の量を削減し、地球温暖化を防止することは、人類共通の緊急の課題である。

本市は、平成 9 年に気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が採択された都市として、事業者、市民、環境保全活動団体及び滞在者の参加と協働により、地球温暖化を防止する取組を先駆的かつ積極的に推進してきた。

健全で恵み豊かな地球の環境を将来の世代に継承していくことは、現在を生きる我々人類に課された責務である。この責務を果たしていくには、一人一人の生活様式の見直しなどにより、大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会経済システムから持続可能な循環型の社会経済システムへの転換を図ることが不可欠である。

このような認識の下に、本市、事業者、市民、環境保全活動団体及び滞在者がそれぞれの立場において、地球温暖化を防止するため、なお一層積極的に行動することを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、地球温暖化対策について、本市、事業者、市民及び観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めて、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することにより、持続的な発展が可能な都市を実現し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための施策又は取組をいう。
- (3) 温室効果ガス 二酸化炭素その他別に定める物質をいう。

(4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

(5) 環境保全活動団体 環境の保全を図る活動を行うことを目的として組織された団体をいう。

（本市の当面の目標）

第3条 本市は、平成22年までに、本市の区域内における温室効果ガスの排出の量を平成2年の90パーセントに削減することを目標とする。

（本市の責務）

第4条 本市は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施すること。
- (2) 地球温暖化対策の策定及び実施に当たっては、地球温暖化対策に関する活動への事業者、市民及び環境保全活動団体の参加及び協力を促進し、これらの意見を適切に反映させること。
- (3) 本市の事務及び事業に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置を講じること。
- (4) 事業者、市民及び環境保全活動団体による地球温暖化の防止のための活動を促進するために必要な措置を講じること。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 事業活動に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置（他の者の地球温暖化の防止に寄与するための措置を含む。）を講じること。
- (2) 本市が実施する地球温暖化対策に協力すること。

（市民の責務）

第6条 市民は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 日常生活に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置を講じること。
- (2) 本市が実施する地球温暖化対策に協力すること。

（観光旅行者その他の滞在者の責務）

第7条 観光旅行者その他の滞在者は、本市、事業者、市民及び環境保全活動団体が実施する地球温暖化対策に協力する責務を有する。

（年次報告）

第8条 市長は、毎年、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、これを公表しなければならない。

- (1) 本市の区域内における温室効果ガスの総排出量（別に定める方法により算定される温室効果ガスの総排出量をいう。以下同じ。）
- (2) 地球温暖化の防止のために講じた施策の実施状況及びその評価

第2章 地球温暖化対策計画等

（地球温暖化対策計画）

第9条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。

2 地球温暖化対策計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地球温暖化対策計画の実施期間、温室効果ガスの総排出量の削減目標その他地球温暖化対策に関する基本方針
- (2) 温室効果ガスの総排出量の削減に関する具体的な施策
- (3) その他地球温暖化対策を推進するために必要な事項

3 市長は、地球温暖化対策計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
(特定事業者排出量削減指針)

第10条 市長は、温室効果ガスの排出の量が相当程度多い別に定める事業者（以下「特定事業者」という。）の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の量の削減のための措置、当該削減の目標その他必要な事項を記載した計画書（以下「特定事業者排出量削減計画書」という。）及び特定事業者排出量削減計画書に記載された目標の達成状況その他必要な事項を記載した報告書（以下「特定事業者排出量削減報告書」という。）の作成に関する指針（以下「特定事業者排出量削減指針」という。）を定めなければならない。

2 市長は、特定事業者排出量削減指針を定め、又は改定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

第3章 本市による地球温暖化対策

第11条 本市は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる施策を重点的かつ効果的に推進しなければならない。

(1) エネルギーに係る施策で次に掲げるもの

ア 事業活動及び日常生活に伴う自然エネルギー（太陽光、太陽熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を利用して得ることができるエネルギーその他の環境の保全上の支障を生じさせない無尽蔵のエネルギーをいう。以下同じ。）の優先的な利用を促進するための施策

イ 事業活動及び日常生活に伴うエネルギーの使用の合理化（一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために徹底的な効率の向上を図ることをいう。以下同じ。）を促進するための施策

ウ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化を促進するための施策

(2) 環境マネジメントシステム（環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を決定し、当該目標を達成するための取組を推進するための仕組みをいう。以下同じ。）を事業者に普及させるための施策

(3) 環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。）及び環境に配慮した事業活動に関する情報を収集し、これを事業者、市民等に迅速かつ効果的に提供するとともに、事業者、市民等が環境物品等を優先的に購入することを促進するための施策

(4) 自動車等（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための施策で次に掲げるもの

ア 自己の自動車等を使用する者の公共交通機関への利用の転換その他の交通需要管理施策（自動車等による交通の抑制、自動車等による交通の空間的又は時間的な分散化その他の交通の円滑化を図るための施策をいう。）

イ 貨物の効率的な輸送を促進するための施策

ウ 温室効果ガスを排出せず、又は温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車等の導入を促進するための施策

エ 自動車等の駐車時における原動機の停止を促進するための施策

(5) 森林の適切な保全及び整備の推進による温室効果ガスの吸収を図るための施策

- (6) 本市が設置し、又は管理する道路、河川、公園その他の公共の用に供する施設並びに住宅及び事業場における緑化を推進するための施策
 - (7) 廃棄物の発生の抑制及び再使用その他の廃棄物の減量化を促進するための施策
 - (8) 事業者、市民及び環境保全活動団体が地球温暖化の防止に関する理解を深めることができるようにするための環境教育（環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。以下同じ。）、啓発その他の必要な施策
 - (9) 事業者、市民及び環境保全活動団体による地球温暖化の防止のための活動を促進するための情報の提供、助成その他の必要な施策
 - (10) 観光旅行者その他の滞在者が地球温暖化の防止に関する理解を深めることができるようにするための啓発、知識の普及その他の必要な施策
 - (11) 国、他の地方公共団体、環境保全活動団体等との連携による地球温暖化対策及び地球温暖化の防止に関する国際協力
 - (12) 地球温暖化対策を効果的に実施するのに必要な助成、税制その他の経済的措置に関する調査及び研究
- 2 本市は、次に掲げる施策を率先して講じなければならない。
- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に規定する実行計画の推進
 - (2) 環境マネジメントシステムの構築及び推進
 - (3) 環境物品等の調達
 - (4) 公共の用に供する施設の建設及び管理その他公共事業の実施に伴う地球温暖化の防止のために必要な施策
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

第4章 事業者及び市民による地球温暖化対策

第1節 事業者及び市民の取組

（自然エネルギーの優先的な利用等）

第12条 事業者及び市民は、事業活動及び日常生活に伴う自然エネルギーの優先的な利用に努めなければならない。

- 2 事業者及び市民は、事業活動及び日常生活に伴うエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。
- 3 建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築又は増築（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該建築物からの熱の放出を抑制する構造の採用その他のエネルギーの使用の合理化に資する措置を講じるよう努めなければならない。

（環境マネジメントシステムの導入）

第13条 事業者は、環境マネジメントシステムの導入に努めなければならない。

（温室効果ガスの排出の量が比較的小さい機械器具等の使用等）

第14条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の量が比較的小さい電気機械器具、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具の優先的な使用に努めなければならない。

- 2 事業者及び市民は、電気機械器具、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具及び水道水の適切な使用により、これらの使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。

（温室効果ガスの排出の量が比較的小さい機械器具及び役務の提供等）

第15条 事業者は、前条第1項の機械器具及び温室効果ガスの排出の量が比較的小さい役務の提供に努めなければならない。

- 2 事業者は、前条第1項の機械器具又は前項の役務を利用しようとする者に対し、その利用に伴う温室

効果ガスの排出に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(公共交通機関等の利用)

第16条 事業者及び市民は、可能な限り、自己の自動車等の使用を控え、公共交通機関又は自転車の利用に努めなければならない。

(自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制)

第17条 事業者及び市民は、自己の自動車等の適正な使用及び管理により、当該自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。

2 事業者及び市民は、自己の自動車等を駐車するに当たっては、当該自動車等の原動機を停止するよう努めなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(廃棄物の減量化の推進)

第18条 事業者及び市民は、廃棄物の発生の抑制及び再使用その他の廃棄物の減量化の推進に努めなければならない。

(従業員の環境教育)

第19条 事業者は、その従業員に対し、環境教育を行うよう努めなければならない。

第2節 特定事業者等の取組

(特定事業者排出量削減計画書の作成等)

第20条 特定事業者は、定期的に、特定事業者排出量削減計画書を特定事業者排出量削減指針に基づき作成し、市長に提出しなければならない。

2 特定事業者は、定期的に（特定事業者でなくなったときにあっては、その後遅滞なく）、特定事業者排出量削減報告書を特定事業者排出量削減指針に基づき作成し、定期的に市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による特定事業者排出量削減計画書又は前項の規定による特定事業者排出量削減報告書の提出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(特定建築物排出量削減計画書の作成等)

第21条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い別に定める建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「特定建築物排出量削減計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 特定建築主の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 特定建築物の名称及び所在地

(3) 特定建築物の概要

(4) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための措置

(5) 前各号に掲げるもののほか、別に定める事項

2 市長は、前項の規定による特定建築物排出量削減計画書の提出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(変更の届出等)

第22条 前条第1項の規定による特定建築物排出量削減計画書を提出した者は、特定建築物に係る工事が完了するまでの間に、同項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、別に定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(完了の届出等)

第23条 第21条第1項の規定による特定建築物排出量削減計画書を提出した者は、特定建築物の新築等に係る工事が完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(特定排出機器販売者の表示義務)

第24条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い別に定める機械器具（以下「特定排出機器」という。）を店頭において販売する者（以下「特定排出機器販売者」という。）は、当該店頭の見やすい場所に、別に定めるところにより、エネルギー消費効率（エネルギーの消費量との対比における特定排出機器の性能として別に定める方法により算定した数値をいう。以下同じ。）に関する情報を適切に表示しなければならない。

2 特定排出機器販売者は、特定排出機器を購入しようとする者の求めがあったときは、当該特定排出機器のエネルギー消費効率について説明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第25条 市長は、第20条から第23条までの規定の施行に必要な限度において、特定事業者及び特定建築主（以下「特定事業者等」という。）に対し、温室効果ガスの排出の量その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(特定事業者等に対する勧告及び公表)

第26条 市長は、特定事業者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定事業者等に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

- (1) 第20条第1項若しくは第2項又は第21条第1項の規定による提出をしなかったとき。
- (2) 第22条第1項又は第23条第1項の規定による届出をしなかったとき。
- (3) 前条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。

第5章 評価及び見直し

(施策の評価及び見直し)

第27条 市長は、この条例に基づく施策の推進に当たっては、定期的にその実施状況について、評価を行わなければならない。

2 市長は、前項の評価の結果、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、必要があると認めるときは、同項の施策の見直しを行わなければならない。

3 市長は、第1項の評価及び前項の見直しを行うために必要な体制を整備しなければならない。

4 市長は、第1項の評価及び第2項の見直しをしようとするときは、事業者、市民、環境保全活動団体及び複数の学識経験のある者の意見を聴かななければならない。

(条例の見直し)

第28条 本市は、この条例の目的を達成するため、その施行の状況、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、おおむね3年ごとに、その見直しを行うものとする。

第6章 雑則

(委任)

第29条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第4章第2節の規定は、市規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に市長が定めた京都市地球温暖化対策地域推進計画は、第9条第1項の規定により定められた地球温暖化対策計画とみなす。
- 3 第1項の市規則で定める日前に建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知がされている特定建築物については、第21条から第23条までの規定は、適用しない。